

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(納付の方法)

第2条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 現金により納める方法
- (2) 郵便為替により納める方法
- (3) 納入通知書により納める方法
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に納付を委託する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の機関が定める方法

(審査会の会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査会の部会)

第5条 条例第14条第1項の部会は、会長が指名する委員及び専門委員3人以上で組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 5 前条第1項から第3項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部法務文書課において行う。

(審査会の運営に関する事項の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟県個人情報保護審査会規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 新潟県個人情報保護審査会規則（平成10年新潟県規則第61号）
 - (2) 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成11年新潟県規則第15号）
 - (3) 新潟県個人情報保護条例第17条第3号ウただし書の警察職員を定める規則（平成17年新潟県規則第107号）
 - (4) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県規則第108号）